

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 1 号
件 名	議会事務局（事務局長，議事課長等）の地方自治法第138条改正等の無知（6年）と資質向上研修を怠った「任命権者」と「助言勧告権者」丸山正人事委員会委員長について
要 旨	<p>平成 22 年 9 月議会から平成 23 年 9 月議会まで全 15 件の陳情経験から，議員及び議会事務局職員には執行機関に対する調査，監視の議会任務認識が全く理解されていないと賢察した。</p> <p>議会事務局長に対し「地方自治法・平成 18 年改正解説書」を贈呈して意識改革を期待したとき，3 カ月を経た同年 6 月においても職員にその意識はなく，周知教育がなされていないことを職員に確認した。</p> <p>そのため，議会事務局長に対して職務の怠慢は新潟市民の不幸であることを論じて強硬に抗議し，意識改革を求めたものである。</p> <p>しかし，議会事務局全般部署にはいまだにその意欲はなく漫然とした怠慢が続いている。新潟市議会事務局職員の怠慢は地方公務員法第 30・32・35 条等に反する。</p> <p>地方自治法第 138 条第 8 項，地方公務員法第 39 条（研修），「職員には，その勤務能率の発揮及び増進のために，研修を受ける機会が与えられなければならない」との条文があり，その研修は「任命権者が行うものとする」と規定している。</p> <p>ゆえ，任命権者である議長は研修の必要程度を調査して計画を作成し，積極的に資質の向上を図らねばならない。</p> <p>ちなみに，地方公共団体は研修の目標，指針など基本方針を定めることとされ，同法第 8 条では人事委員会が総合的企画を行う権限と責任を有し，任命権者に勧告が可能とされている。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 9 号

陳情第41号

	<p>以上の理由から，新潟市議会事務局職員に対して調査監視任務等，議会事務の重要性を教育することが喫緊の要務と考え新潟市議会議長に求め，並びに，人事行政をつかさどる識見者，丸山正人事委員会委員長には厳とした任務の遂行を要請する。</p>
--	--